

## 公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 6年11月22日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契約課)

記

業務名	溝土収集運搬業務委託		
業務場所	市内一円		
委託期間	令和7年1月8日 ～ 令和11年3月31日 1544日間		
業務概要及び条件	溝土回収容器の配達・溝土の収集及び運搬		
予定価格	¥22,000,000 (税込)	最低基準価格	¥15,400,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～③のすべてを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録(市内本店) ②一般廃棄物収集運搬業許可(宇治市) ③一般貨物自動車運送事業許可			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和6年11月28日(木) 午後5時00分まで 提出場所 宇治市役所 3階 契約課 参加表明箱 添付資料 別紙、参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和6年12月25日(水) 場所 宇治市役所 西館4階入札室		
前払金	無	部分払	有(47回)
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。		

## 予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
  
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

## 競争入札参加資格者名簿登録業者等への連絡方法の変更について

契約課及び建設総括室より競争入札参加資格者名簿登録業者や、入札参加者等に行っている入札・契約等に係るお知らせ(入札通知書や検査結果通知書等の窓口受け取りの依頼、質疑回答書の公表、物品・役務の入札結果、指名停止措置など)の連絡方法を、令和6年9月27日より従来のファックスからメールに変更しました。

以下の点を確認し、必要に応じて手続き等を行ってください。

### ・送信先のメールアドレスについて

競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス(申請後にメールアドレス変更の届出をしている場合はそのメールアドレス)に、送信します。メールアドレスの登録の有無や申請時のメールアドレスが不明な場合は、契約課までお問い合わせください。

### ・メールアドレスの登録・変更について

競争入札等参加資格審査申請の際に、メールアドレスを記入しておらず新たにメールアドレスを登録される場合や、申請の際のメールアドレスから他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

### ・受信設定について

「@city.uji.kyoto.jp」ドメインからのメールを受信できるように設定してください。また、メールが迷惑メールフォルダに振り分けられないよう受信設定をご確認ください。

なお、送信するメールアドレスは「keiyakuka@city.uji.kyoto.jp(契約課)」「k-soukatsu@city.uji.kyoto.jp(建設総括室)」です。

### ・工事及びコンサルタントについて(電子入札案件)

京都府電子入札システムより送信されるメール(指名通知、入札結果等)については従来通りです。ただし、電子入札の案件においても、仕様書の訂正や質疑回答書の公表など、これまでファックスで連絡していたものについては、上記と同じくメールに変更します。

## 公募型指名競争入札実施要領

溝土収集運搬業務委託について、公募型指名競争入札（以下「競争入札」という。）を実施しますので、参加希望者は、以下の事項を承知の上、別添の公募型指名競争入札参加表明書及び添付書類を提出してください。

### 1 競争入札参加業者の資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないことのほか、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 宇治市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) この要領に定める公募型指名競争入札参加表明書（以下「参加表明書」という。）の提出期限及び入札日において、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (4) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 宇治市内に本店を有すること。
- (6) 一般廃棄物収集運搬許可（宇治市）を有すること。
- (7) 一般貨物自動車運送事業許可を有すること。

### 2 競争入札参加方法

1. 所定の参加表明書にて、公募型指名競争入札のお知らせ（以下「お知らせ」という。）に記載の提出期限までに宇治市総務・市民協働部契約課まで持参すること。
2. 参加表明書には指定された書類を添付すること。

### 3 競争入札参加者の選定

- (1) 参加表明書を提出した者の中から、参加表明書及び添付書類を審査し、本件の競争入札参加者の資格要件に合致する者を選定し指名する。
- (2) 競争入札参加者として指名された者には、令和6年12月12日（木）に電子メール等で連絡するので、入札通知書等を受け取りに来ること。
- (3) 選定されなかった者には、その旨を電子メール等により連絡する。非選定理由の説明を求める者には、理由を説明する。非選定理由の詳細内容について説

明を求めようとする者は、当該通知日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、説明を求める内容を記載した書面を、宇治市総務・市民協働部契約課に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

#### 4 仕様書等に関する質疑

##### (1) 質疑の受付場所及び期間

- ① 受付場所 宇治市総務・市民協働部契約課
- ② 受付期間 令和6年11月22日（金）から  
令和6年12月12日（木）まで  
午前8時30分から午後5時まで  
（正午から午後1時までを除く。）

(2) 質疑は文書によるものとし、質問の要旨を簡単にまとめて箇条書きにすること。なお、持参を原則とするがファックスによる送付は認める。その場合は、必ず電話にて到着の確認をすること。

(3) 質疑に対する回答は、令和6年12月16日（月）午後1時以降、宇治市総務・市民協働部契約課にて回答書を配布する。

#### 5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 お知らせに記載のとおり  
（時間については後日入札通知書にて公表する。）
- (2) 場所 お知らせに記載のとおり  
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

#### 6 入札方法等

- 1. 入札書は必ず持参すること。入札への参加が代理人による場合は委任状を持参すること。
- 2. 入札執行回数は、原則として1回を限度とする。

#### 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金は、免除する。

#### 8 入札の無効

- (1) 本要領に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び参加表明書に虚

偽の記載をした者のした入札。なお、指名された者であっても、入札時点において本要領に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札は無効とする。

(2) その他の事項は、宇治市物品等競争入札心得による。

## 9 予定価格

お知らせに記載のとおり

## 10 最低制限価格

本案件については、ランダム係数を用いた最低制限価格を適用する。算出方法は以下のとおりである。

(1) 予定価格に0.7を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）を最低基準価格とする。

(2) 最低基準価格にランダム係数（電子計算機等により1.0000から1.0099の範囲内で無作為に抽出される係数）を乗じて得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）を本案件の最低制限価格とする。

## 11 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格を上回る額のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 12 支払条件

前払は行わない。部分払いについては、契約金額の48分の1相当額を令和7年4月分からの請求に基づき47回支払う。円未満の端数が生じる場合は、最終支払日で調整する。なお、契約日から令和7年3月31日までについては、準備期間のため支払いは行わない。

## 13 消費税の扱い

お知らせに記載のとおり。

なお、本件における消費税及び地方消費税の税率は、10%を適用するので注意すること。

## 14 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市業務委託契約約款、宇治市物品等競争入札心得は、宇治市総務・市民協働部契約課にて閲覧することができる。

## 15 その他

- (1) 契約等の手続きにおいて仕様する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札参加者は、宇治市物品等競争入札心得を熟読し、遵守すること。
- (3) 参加表明書及び添付資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 本件の入札に関する意志決定をするものが同一人の場合は、入札に参加できないので注意すること。
- (5) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (6) 参加表明書及び添付書類の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された参加表明書は返却しない。
- (8) 提出期限以降における参加表明書及び添付書類の修正及び追加は認めない。
- (9) 1 から15までに定めるもののほか、宇治市財務規則及び宇治市物品等競争入札心得の定めるところによる。なお、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問い合わせ先	宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号	611-8501
所在地	京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所庁舎本館 3階
電話番号	0774-20-8716
FAX番号	0774-20-8778
電子メール	keiyakuka@city.uji.kyoto.jp

# 仕 様 書

## 1. 委託業務名

溝土収集運搬業務委託

## 2. 業務委託期間

契約日から令和11年3月31日

## 3. 業務委託箇所

市内全域とする。

## 4. 業務委託範囲（詳細別紙）

- (1) 溝土回収容器の配達・溝土の収集
- (2) 溝土の搬入
- (3) 溝土回収容器の洗浄
- (4) 業務実績報告書の作成及び市への提出

## 5. 業務委託基準

- (1) 業務の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路交通法等関連の法規・通達・条例、本仕様書により、常に善良なる一般廃棄物収集業務受託者として、誠意を持って市民の環境保全に協力すること。
- (2) 本業務を遂行するに足る施設・人員・機材を有していること。
- (3) 本業務を自ら実施する者であること。
- (4) 本業務を遂行するに足る財政的基礎を有していること。
- (5) 本業務の実施に関する相当の経験を有する者であること。



## 業務詳細の目次

### 1. 業務遂行に必要な人員及び機材等

#### (1) 人員・機材関係

- ①配達、収集車両
- ②運転手・作業員
- ③洗浄設備・施設
- ④搬入車両

#### (2) 連絡体制

### 2. 業務委託範囲の詳細

#### (1) 溝土回収容器の配達・収集

- ①配達・収集指示
- ②稼動日
- ③業務時間
- ④配達・収集場所
- ⑤収集の対象
- ⑥その他

#### (2) 溝土等の搬入

- ①搬入日・搬入時間
- ②搬入場所
- ③その他

#### (3) 溝土回収容器の洗浄

- ①溝土回収容器の取扱
- ②溝土回収容器の洗浄

#### (4) 業務実績書の作成及び市への提出

### 3. その他

- (1) 交通事故等について
- (2) 過去の実績について
- (3) 委託料の支払いについて
- (4) 特記事項
- (5) 業務の履行の準備について特記事項

## 業務詳細

### 1. 業務遂行に必要な人員及び機材等

#### (1) 人員・機材関係

- 1 不測の事態に対応するため、予備車両を保有すること。
- 2 車両は受託者所有のものであること。
- 3 欠員が生じた場合に備え、予備人員を確保すること。

#### ① 配達・収集車両

- ・車両の大きさは、最大積載量が2トンまでの車両とする。
- ・収集車両は、営業用ナンバー(緑ナンバー)取得車とする。
- ・収集車両の車体色は、市直営収集車と同色は避け、車体側部および後部の分かり易い場所に「宇治市委託」及び受託者名を明記すること(ステッカー可)。
- ・ほうき、ちりとりを装備すること。

#### ② 運転手・作業員

- ・本業務は、町内会・自治会等の地域美化活動を支援する業務であり、市民の理解と協力が得られるよう特段の配慮をもって業務を遂行すること。
- ・受託者名などの入った統一の作業服を着用すること。
- ・本業務遂行中は業務に専念し業務以外の行動(買物、飲食等)は行わないこと。また、市民の誤解を招いたり、市民の信頼を損なうような行為を行わないこと。
- ・業務中の休憩については、受託者の事務所で行うこと。
- ・作業の安全上、必要な措置を講じること。

#### ③ 洗浄設備・施設

受託者は、以下の基準を満たす施設を保有することとする。

- ・受託者が直接管理する宇治市内の施設であること。
- ・溝土等の積替え及び保管に当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則に定める基準を満たしていること。特に溝土等が飛散し、及び流出しないよう周囲に囲いや屋根などを設置するとともに、悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ・溝土等は一定量が溜まってから市が指定する施設に搬入すること。
- ・市の貸与する溝土回収容器について、適切に保管・管理ができること。
- ・溝土回収容器の洗浄に伴って排出される泥等の廃棄物を、宇治市公共下水道条例等に基づき、下水道水質や周辺環境に障害を与えず、適切に処理ができ

ること。

④ 搬入車両

- ・溝土等の搬入先は(一財)宇治廃棄物処理公社(宇治市池尾仙郷山6番地2)とする。
- ・搬入車両の最大積載量は4トンまでの車両とする。
- ・搬入車両は、営業用ナンバー(緑ナンバー)取得車とする。
- ・搬入車両の車体色は、市直営収集車と同色を避け、車体側部および後部の分かり易い場所に「宇治市委託」及び受託者名を明記すること(ステッカー可)。
- ・ほうき、ちりとりを装備すること。

(2)連絡体制

- ・受託者は市担当部署であるまち美化推進課に連絡体制を明らかにする他、作業時間中に逐次連絡を受けられるようにすること。また、まち美化推進課からの業務連絡及び緊急連絡に対応すること。
- ・週2回以上は、事務連絡等のため、まち美化推進課に立ち寄ること。

2. 業務委託範囲の詳細

業務の基本サイクル

市		受託者		町内会等
① 指 示	月曜日		月曜日	
	火曜日		火曜日	
	水曜日		水曜日	
② 追加指示 (FAX等)	木曜日	③ 容器の配達	木曜日	
	金曜日		金曜日	
	土曜日		土曜日	④ 溝清掃の実施
	日曜日		日曜日	
	月曜日	⑤ 溝土の収集	月曜日	
	火曜日		火曜日	
	水曜日	⑥ 容器の洗浄	水曜日	

(1) 溝土回収容器の配達・収集

① 配達・収集指示

- ・まち美化推進課は、受託者に対して金曜日の正午までに配達・収集の指示をするものとする。
- ・指示の内容は、「配達・収集場所、溝土回収容器の個数、溝掃除実施日」とす

る。受託者は、町内会、自治会等の溝掃除の実施に支障がないよう対応すること。

- ・指示に伴い使用した情報については、業務終了後に速やかに市に返却すること。

## ② 稼働日

- ・配達及び収集は、月～金曜日の間に行うこと。
- ・配達は、溝掃除実施日直前の木曜日または金曜日に行うこと。
- ・収集は、溝掃除実施日直後の月曜日または火曜日に行うこと。
- ・配達及び収集日について、まち美化推進課から特に指示があった場合は対応すること。
- ・年末年始の収集については、別途指示する。

(参考: 令和6年度は、12月25日が年末最終稼働日、1月9日が年始最初の稼働日)

## ③ 業務時間

業務時間: 午前8時30分～午後4時

- ・業務は、午前8時30分から午後4時までに行うこと。
- ・業務時間中は、追加指示に対応できるようにすること。
- ・事故等の理由により、午後4時を超えてなお業務の完了しない場合は、まち美化推進課に報告し、指示を受けること。

## ④ 配達・収集場所

- ・道路幅員が狭い場合は、小型トラックもしくは歩行による作業が必要になるので留意すること。
- ・緊急工事等により交通遮断があった場合は、現場のガードマンの指示にしたがって作業すること。
- ・工事等でどうしても作業ができない場合は、速やかにまち美化推進課に連絡すること。
- ・場所によっては、バックでの進入が必要になるので、特に注意して作業すること。

## ⑤ 収集の対象

- ・町内会、自治会等が実施した溝掃除に伴って生じる溝土等が入った溝土回収容器。
- ・指示した収集場所にある空箱についても基本的に回収すること。

## ⑥ その他

- ・配達・収集の際は、溝土等の飛散、落下等を防止するため、適切な処置を施すこと。万一、落下等により道路等を汚した場合は直ちに清掃すること。

- ・町内会、自治会等の溝掃除予定日が雨天等で延期となった場合、溝土回収容器の回収が延期となる(そのまま空箱を置いておく)可能性があるので留意すること。延期となる場合は、まち美化推進課から月曜日の午後までに連絡する。
- ・万一、配達漏れや収集漏れがあった場合は、町内会、自治会等の活動に支障が出ないように速やかに配達または収集を行うこと。
- ・雨天時においても収集を行うこと。ただし、積雪や荒天など収集に著しく支障が生じる場合は、まち美化推進課の指示を仰ぐこと。

## (2) 溝土等の搬入

### ① 搬入日・搬入時間

- ・搬入作業は、月～金曜日の間に行うこと。
- ・搬入作業は、午後4時までに完了すること。

### ② 搬入場所

- ・(一財)宇治廃棄物処理公社(宇治市池尾仙郷山6番地2)に搬入すること。
- ・搬入の際は、搬入場所の職員の指示に従うこと。
- ・搬入車両の計量等を最初の搬入日に行うので留意すること。

### ③ その他

- ・(一財)宇治廃棄物処理公社への搬入の際、溝土等の飛散、落下等を防止するため、適切な処置を施すこと。万一、落下等により道路等を汚した場合は直ちに清掃すること。

## (3) 溝土回収容器の洗浄

### ① 溝土回収容器の取扱

- ・溝土回収容器については、1,500～2,000ケース程度を受託者に貸与する。
- ・配達前及び収集後の溝土回収容器については、受託者の管理の下に適正に保管すること。
- ・消耗による溝土回収容器の補充については市が負担する。ただし、受託者の故意もしくは過失により破損した溝土回収容器は受託者の負担で補充する。

### ② 溝土回収容器の洗浄

- ・溝土回収容器は、収集後、次回の配達までに洗浄すること。
- ・洗浄設備・施設については、受託者で備えること。
- ・溝土回収容器の洗浄にあたっては、宇治市公共下水道条例等に基づき、下水道水質や周辺環境に障害を及ぼさないよう、責任を持って適切な処理を行うこと。

(4) 業務実績書の作成及び市への提出

別に定める様式により、作業内容、個数、件数、搬入量等をまとめ、月報として作成し、速やかにまち美化推進課に報告すること。併せて、計量伝票を搬入時間順に綴って、引き渡すこと。

3. その他

(1) 交通事故等について

- ・負傷者が発生した場合は、ただちに応急処置などの救護措置を行うこと。その後、必ず警察署等に連絡し、事故処理を行うなど、道路交通法等に則った処置をすること。また、いかなる事故の場合についても速やかにまち美化推進課に報告すること。
- ・運転手・作業員の研修を行うなど、交通事故及び作業中の事故が発生しないよう努めること。

(2) 過去の実績について

別紙参照。

なお、過去の実績は参考であり、本契約における収集量を約束するものではない。また、収集量の多寡に関わらず契約額は変わらない。

(3) 委託料の支払いについて

支払いは、請求に基づき契約額の1/48相当額を毎月支払う。円未満の端数が生じる場合は切り捨て、最終支払時に調整する。また、契約日から令和7年3月31日までは準備期間とするため支払いは行わない。請求については、市指定の請求書で請求を行い、その際、月毎の報告書(月報)及び計量伝票を併せて提出すること。なお、溝土の処分料金は市が支払う。

(4) 特記事項

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第3項により、再委託は厳に禁止する。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項及び、一般廃棄物収集運搬業務における宇治市委託基準(内規)を満たすこと。
- ・配達収集作業時に誤って市民の財産等を破損させた場合は、受託者の責任のもと、市民に対し弁償などの対処を行うこと。
- ・業務に関し、まち美化推進課から指導等があった場合は速やかに改善を図ること。
- ・まち美化推進課の指導に従わない場合は、契約を解除することができる。

- ・本業務に使用する収集車の車庫は、市内に設置していること。契約時に設置していない場合は、令和7年4月1日までに設置すること。

(5) 業務の履行の準備について

契約後、受託者は速やかにまち美化推進課担当職員と十分な引継ぎ及び調整を行い、業務の履行の準備に万全を期すこと。

溝土収集運搬業務 過去の実績

月別状況(令和5年度)

月	実施件数 (件)	配達数 (個)
4月	17	244
5月	37	578
6月	63	1,146
7月	16	261
8月	24	240
9月	21	251
10月	15	243
11月	42	442
12月	21	546
1月	10	519
2月	22	182
3月	16	252
合計	304	4,904

年度別状況

年度	実施件数 (件)	収集量 (t)
令和3年度	356	25.24
令和4年度	342	31.51
令和5年度	304	23.34



令和 年 月 日

溝土収集運搬業務委託報告書

宇治市長

様

受注者住所  
氏名

溝土収集運搬業務委託 令和 年 月分溝土容器配達回収実施表(1)及び(2)を別紙のとおり報告します。

# 溝土容器配達回収実施表(1)

(令和 年 月分) 令和 年 月 日

NO.	月/日	曜日	天気	業務内容 1配達 2回収 3搬入 4洗浄	従業者①	従業者②	車番	走行距離(km)			作業時間(宇治市内)		缶数 (缶) 配達(+) 回収(-)	搬入量 (t)	洗浄 缶数		
								出発	帰着	差引距離	開始	終了					
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	
合計															0	0	0

期首缶数	増減
期末缶数	調整

会社名

# 溝土容器配達回収実施表(2)

No.	受付番号	週	自治会名	月		年(令和 年)				前年度特記	実施特記
				配達		回収					
				月	日	箇所数	個数	月	日		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
32											
33											
34											
35											
36											
37											
38											
39											
40											
41											
42											
43											
44											
45											
46											
47											
48											
49											
50											
51											
52											
53											
54											
55											
56											
57											
58											
59											
				月計	／	0	0	0	0		

会社名

## 宇治市個人情報取扱事務に関する特記仕様書

### (基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

### (秘密等の保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (責任体制の整備)

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (責任者及び従事者)

第4条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ発注者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 受注者は、責任者に、従事者が本特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 受注者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記仕様書を遵守させなければならない。

4 受注者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

### (責任者及び従事者の教育及び研修)

第5条 受注者は、責任者及び従事者に対し、個人情報の保護、本特記仕様書において責任者及び従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、計画を策定し、実施体制を明確にしなければならない。

### (目的以外の使用及び第三者への提供の禁止)

第6条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得し、若しくは作成した個人情報（個人情報の全部又は一部を複製等した他の媒体を含む。以下同じ。）又は発注者から引き渡された個人情報を発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複製及び複製の禁止)

第7条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報又は受注者が自ら取得し、若しくは作成した個人情報を発注者の指示又は承諾を得るこ

となく複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の特定)

第8条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(個人情報の管理)

第9条 受注者は、この契約による業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。
- (3) 事前に発注者の承諾を得て、作業場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製し、又は複写しないこと。
- (4) 個人情報を携行し、作業する場合、個人情報の紛失、漏えい等を防ぎ、細心の注意をはらうこと。
- (5) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (6) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (7) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

(個人情報の帰属及び返還、廃棄又は消去)

第10条 発注者から引き渡された個人情報のほか、この契約による業務を処理するために受注者が取得し、作成し、加工し、複写し、又は複製等した個人情報は、発注者に帰属するものとする。

- 2 受注者は、委託業務完了時に、発注者の指示に基づいて、前項の個人情報を廃棄し、又は消去しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の個人情報を廃棄し、又は消去する場合、当該個人情報を焼却、溶解その他の方法により判読及び復元ができないように確実な方法で廃棄し、又は消去しなければならない。
- 4 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、当該個人情報の漏えい等の事故に係る個人情

報の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 受注者は、前項の個人情報の漏えい等の事故があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、同項の指示に基づいて、当該個人情報の漏えい等の事故に係る事実関係を当該個人情報の漏えい等の事故のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該個人情報の漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

#### (報告)

第12条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本特記仕様書の遵守状況を確認するために必要な範囲で、受注者に対して定期的に報告を求めることができる。この場合において、発注者が本特記仕様書に定める義務等を遵守させるために必要な指示をしたときは、受注者は、当該指示に従い速やかに是正措置を講じ、その内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

#### (監査及び検査)

第13条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本特記仕様書に定める措置が講じられているか検証し、及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

- 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して、必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

#### (契約の解除)

第14条 発注者は、受注者が本特記仕様書に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

#### (損害賠償)

第15条 受注者は、本特記仕様書に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。